3　再認定の申請の方法

⑴　申請書等の入手方法　「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）」等の各種様式は、次のホームページアドレスへアクセスして取得するものとする。

https://www.mlit.go.jp/chotatsu/shikakushinsa/chisei/index.html

⑵　申請書等の提出方法　申請者は、持参、郵送又は電子メールにより次に掲げる申請書及び添付書類を提出するものとする。

①　1⑴に該当する者

イ）一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）（様式①－１及び①－２）

ロ）申請者が、ニ）に掲げる書類に記載されている一の年間平均完成工事高を二以上の希望工事種別（競争参加資格の審査の申請に係る一般競争（指名競争）に参加を希望する工事種別をいう。以下同じ。）に分割して申請するとき又はニ）に掲げる書類に記載されている二以上の年間平均完成工事高を一の希望工事種別に合算して申請するときは、工事分割内訳表（様式②）

ハ）業態調書（「道路・河川・官庁営繕・公園関係」その１）（様式③－２）

ニ）総合評定値通知書の写し（改正告示による改正後の審査基準に基づく経営事項審査のものでかつ、経営事項審査の告示第一の四の１㈠に規定する雇用保険（以下「雇用保険」という。）、㈡に規定する健康保険（以下「健康保険」という。）及び㈢に規定する厚生年金保険（以下「厚生年金保険」という。）の加入状況がいずれも「加入」又は「適用除外」となっているものに限る。ただし、当該通知書において雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況が「未加入」であった後に当該保険の加入状況が「加入」又は「適用除外」となったものは、総合評定値通知書の写しのほか、それぞれ当該事実を証明する書類）

ただし、再認定の申請に係る経営事項審査の審査基準日が、旧基準による認定に係る経営事項審査の審査基準日と同一である場合においては、イ）（様式①－１）、ハ）及びニ）を提出するものとする。

②　1⑵に該当する者

イ）一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）（様式①－１及び①－２）

ロ）業態調書（「道路・河川・官庁営繕・公園関係」その１）（様式③－２）

ハ）規則第19条の３第２項の経営状況分析申請書に準ずる書類

ニ）規則第19条の７第２項の経営規模等評価申請書に準ずる書類

ホ）規則第19条の４第１項各号に掲げる書類に準ずる書類

ヘ）規則第19条の８第１項に掲げる書類に準ずる書類

ただし、再認定の申請に係る規則第19条の４第１項第１号、第２号又は第３号に掲げる書類の事業年度が当初の認定に係る同書類の事業年度と同一である場合においては、イ）（様式①－１）及びニ）のうち経営規模等評価申請書の別紙二及び別紙三に準ずる書類を提出するものとする。

4　競争参加資格の再認定

次に掲げる客観的事項（共通事項）の項目（1⑵に該当する者については、これに準ずる項目）について審査を行い、主観的事項（特別事項）の項目と併せ総合点数を付与し、希望工事種別ごとに、総合点数の高点順（同点の場合は、年間平均完成工事高の順）に配列し、等級の区分を設けている工事種別については高点順に等級及び当該等級における順位を付し、等級の区分を設けていない工事種別については当該工事種別における順位を付して再認定する。

客観的事項（共通事項）

①　競争参加資格の審査の申請をする日の直前に受けた経営事項審査の告示第一の一の１に規定する当期事業年度開始日の直前２年又は３年の各事業年度の希望工事種別ごとの年間平均完成工事高

②　経営事項審査の告示第一の一の２に規定する審査基準日において建設業に従事する職員で告示第一の三の１㈠から㈥までに掲げる者（以下「技術職員」という。）の希望工事種別ごとの数（ただし、１人の職員につき技術職員として申請できる希望工事種別の数は２までとする。）

③　経営事項審査の告示第一の三の２に規定する当期事業年度開始日の直前２年又は直前３年の各事業年度における発注者から直接請け負った建設工事に係る完成工事高（以下「元請完成工事高」という。）について算定した希望工事種別の種類別年間平均元請完成工事高

④　経営事項審査の告示第一の一の２及び３、二並びに四に規定する項目

5　再認定の結果の通知

「一般競争（指名競争）参加資格認定通知書」により通知する。

6　再認定を受けた競争参加資格の有効期間

令和３・４年度を有効期間とする競争参加資格については、再認定の日から令和５年３月31日までとし、令和５・６年度を有効期間とする競争参加資格については、再認定の日から令和７年３月31日までとする。

別記１　本店所在地及び提出場所　［掲載順序本店所在地　提出場所］

⑴　北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県　国土交通省東北地方整備局総務部契約課（〒980―8602 宮城県仙台市青葉区本町３－１－１仙台合同庁舎Ｂ棟（電話022―225―2171）

メールアドレスthr-82shikakushinsa@mlit.go.jp）

⑵　茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県及び山梨県　国土交通省関東地方整備局総務部契約課（〒330―9724 埼玉県さいたま市中央区新都心２－１さいたま新都心合同庁舎二号館（電話048―601―3151）

メールアドレスktr-shikakushinsa@mlit.go.jp）

⑶　新潟県、富山県、石川県及び長野県（長野市、松本市、上田市、須坂市、小諸市、中野市、大町市、飯山市、塩尻市、佐久市、千曲市、東御市及び安曇野市並びに上高井郡、上水内郡、北安曇郡、北佐久郡、下高井郡、下水内郡、小県郡、埴科郡、東筑摩郡及び南佐久郡の町村に限る。）　国土交通省北陸地方整備局総務部契約課（〒950―8801 新潟県新潟市中央区美咲町１－１－１新潟美咲合同庁舎１号館（電話025―280―8880）

メールアドレス84zuiji@hrr.mlit.go.jp）

⑷　岐阜県、静岡県、愛知県、三重県及び長野県（岡谷市、飯田市、諏訪市、伊那市、駒ヶ根市及び茅野市並びに上伊那郡、木曽郡、下伊那郡及び諏訪郡の町村に限る。）　国土交通省中部地方整備局総務部契約課（〒460―8514 愛知県名古屋市中区三の丸２－５－１名古屋合同庁舎第二号館（電話052―953―8138）

メールアドレスcbr-shikaku@mlit.go.jp）

⑸　福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県　国土交通省近畿地方整備局総務部契約課（〒540―8586 大阪府大阪市中央区大手前３－１－41（電話06―6942―1141）

メールアドレスkkr-kinki86shikaku@mlit.go.jp）

⑹　鳥取県、島根県、岡山県、広島県及び山口県　国土交通省中国地方整備局総務部契約課（〒730―8530 広島県広島市中区上八丁堀６－30広島合同庁舎第二号館（電話082―221―9231）

メールアドレスshikaku-zuiji@cgr.mlit.go.jp）

⑺　徳島県、香川県、愛媛県及び高知県　国土交通省四国地方整備局総務部契約課（〒760―8554 香川県高松市サンポート３－33高松サンポート合同庁舎（電話087―851―8061）

メールアドレスskr-shikaku@mlit.go.jp）

⑻　福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県　国土交通省九州地方整備局総務部契約課（〒812―0013 福岡県福岡市博多区博多駅東２－10－７福岡第二合同庁舎（電話092―471―6331）

メールアドレスqsr-keiyaku@mlit.go.jp）

競争参加者の資格の再認定に関する公示

建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第３項に規定する経営事項審査の審査基準が令和４年国土交通省告示第827号（以下「改正告示」という。）により改正されたことに伴い、令和３・４年度及び令和５・６年度を有効期間とする国土交通省の地方整備局（港湾空港関係）が発注する